

市会案第 2 号

鯖江市議会個人情報保護条例の一部改正について

鯖江市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

提出者 鯖江市議会議会運営委員会
委員長 木村 愛子

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

鯖江市議会個人情報保護条例（令和5年鯖江市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。